

発 湯 監 第 1 2 号
令和8年7月28日

湯梨浜町長	宮脇 正道 様
湯梨浜町議会議長	磯江 公博 様
湯梨浜町教育委員会教育長	山田 直樹 様
湯梨浜町農業委員会会長	長谷川誠一 様

湯梨浜町代表監査委員 重松 雅文

湯 梨 浜 町 監 査 委 員 光井 哲治

令和8年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、令和8年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の項目

- (1) 会計執行状況について
- (2) 歳計外現金残高について
- (3) 入札執行状況について
- (4) 「個別避難計画」及び「支え愛マップ」の作成状況について
- (5) 公用車の管理等について

II 監査の実施日

令和8年6月26日（金）

III 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査結果

(1) 会計執行状況について

(2) 歳計外現金残高について

提出資料に基づき審査した。概ね適切に執行されていることを確認した。

(3) 入札執行状況について

主に令和7年度工事等契約執行一覧表【100万円以上】より、入札日と契約日の整合性及び支払請求を受けた日と支払日との整合性等について監査を行った。

入札日と契約日の整合性については適性に執行されていた。支払請求を受けた日と支払日との整合性は適切ではあったが、工事が完了してから工事代金が支払われるまで2か月以上要した事案が4件あり、うち2件は最大3か月であった。これらはいずれも業者からの請求が遅れていたことに起因するものであったとのことであった。契約担当者におかれては、完了した事業については速やかに支払いの手続きができるよう請負業者等に協力を求めるよう努めること。

(4) 「個別避難計画」及び「支え愛マップ」の作成状況について

個別避難計画は、災害時に支援が必要な避難行動要支援者名簿に登録されている人を対象に、一人ずつの避難方法や一緒に避難する支援者を記載するなど個別の避難方法を整理したもので、その作成は各自治体の努力義務とされている。

先般これの作成に関する県内市町村の状況が新聞記事に掲載されており、当町はその作成率が低かったためその現状をヒアリングした。改めて確認したところ、避難行動要支援者294人のうち個別避難計画が策定されている者は281人で率にして95.6%であった。その作成が努力義務とはいえ未作成の13人に対しては同意を得られるよう、その必要性を十分説明し作成率100%達成に向けて取り組んでいただきたい。

その上でこの計画が机上のものでなく、災害時に何をどうすれば実際の避難行動に結びつくのかを真剣に考え、日ごろから各区等の関係者と連携を強化することを要望する。あわせて支え愛マップの活用により、要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや普段の見守りの体制づくりを進め、未作成の集落には引き続き作成に向けて取り組みを進めることを要望する。

(5) 公用車の管理等について

総務課集中管理及び建設水道課所管の公用車管理状況について、関係書類の確認及び担当課からヒアリングを行った。

道路交通法の改正により安全運転管理者に対し、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無及び確認内容の記録・保存等が義務付けられた。当町にお

けるその手順を確認したところ、運転者は総務課備え付けのアルコール検知器によりその内容を自ら記録簿に記録しているが、それを運転者以外がチェックする仕組みとはなっていない。このことが法律により義務化され確実に実行されたことを担保するために、運転者の自己申告だけでなく運転者以外が酒気帯びの有無を確認するが重要であり、その仕組みを整えることを要望する。また、本庁舎以外は法律上の義務はないものの、公用車の安全な運行という観点から全庁的に取り組まれるよう努めていただきたい。

なお、湯梨浜町役場連絡用自動車管理規程に定める車両台帳、車両整備記録簿等必要な書類は適切に整備されていた。